

2023年1月27日

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目5番15号

巴工業株式会社

代表取締役社長 玉井 章友

第93回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第93回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告および決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項** (1) 第93期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類およびその監査結果を報告いたしました。
- (2) 第93期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき28円と決定いたしました。

なお、中間配当金（25円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき53円となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の概要は後記（ご参考）のとおりです。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本件は、原案のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）に玉井章友、篠田彰鎮、東 徹行、藤井 修および橘田一幸の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり監査等委員である取締役に矢倉敏明、八尋研治、蓮沼辰夫および杉原 麗の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、八尋研治、蓮沼辰夫および杉原 麗の3氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり補欠の監査等委員である取締役に佐藤貴司氏が選任されました。なお、佐藤貴司氏は、社外取締役の要件および東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の基準を満たしております。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額改定の件

本件は、原案のとおり取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を月額1,600万円以内と定めることとして、承認可決されました。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

本件は、原案のとおり監査等委員である取締役の報酬額を月額700万円以内と定めることとして、承認可決されました。

第8号議案 役員賞与の支給の件

本件は、原案のとおり承認可決され、役員賞与として総額95,021,000円(取締役(監査等委員である取締役を除く。)分62,544,000円、監査等委員である取締役分32,477,000円)を支給することに決定いたしました。

第9号議案 当社株式等の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)継続の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

以 上

付 記 事 項

- (1) 本総会終了後開催された取締役会において、次のとおり代表取締役および役付執行役員が選定され、それぞれ就任いたしました。

代 表 取 締 役 社 長	玉 井 章 友
取 締 役 常 務 執 行 役 員	篠 田 彰 鎮
取 締 役 常 務 執 行 役 員	東 徹 行

- (2) 本総会終了後開催された監査等委員会において、矢倉敏明および八尋研治の両氏が常勤の監査等委員に選定され、それぞれ就任いたしました。

第93期期末配当金のお支払いについて

1. 銀行振込を指定されていない方は、同封の「第93期期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行本支店または郵便局においてお受取りください。なお、お受取りの際は、「第93期期末配当金領収証」裏面のご注意書きをご覧ください。また、同封の「配当金計算書」で配当金額をご確認いただけます。
2. 銀行振込をご指定の方には、同封の「配当金計算書」および「お振込先について」に記載のとおり、ご指定の口座への振込手続きをいたしましたので、ご確認ください。
3. 株式数比例配分方式をご指定の方は、同封の「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」に記載のとおり、お取引の証券会社等がお受け取り先となります。

(ご参考)

第2号議案「定款一部変更の件」の概要は次のとおりです。

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を新設いたしました。
また、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を新設いたしました。
- (2) 当社は、経営の監督機能と業務執行機能の分離を促進して分担を明確化することにより、それぞれの機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンスの向上を目的として執行役員制度を導入するため、所要の変更を行いました。
 - ①株主総会の招集権者および議長について、取締役社長としていたものを代表取締役社長に変更いたしました。
 - ②執行役員制度の導入に伴う経営の効率化と迅速化を図るため、取締役員数の上限を減員いたしました。
 - ③代表取締役は、対外的に会社を代表して会社の業務を執行することを明記いたしました。
 - ④役付取締役の規定を削除するとともに、執行役員および役付執行役員に関する規定を新設いたしました。
 - ⑤社長は、代表取締役の中から選定されることを明記いたしました。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う字句または条数の変更、その他所要の変更を行いました。